処分の概要	公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可
法 令 名 根 拠 条 項	都市公園法 第5条第2項
法令番号	昭和31年法律第79号

【根拠条文】

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

- 第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。
 - (1) 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの
 - (2) 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間 30 日

設 定 年 月 日 平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年	月	目	
----------------------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	設置等予定者の選定
法 令 名 根 拠 条 項	都市公園法 第5条の4第3項
法令番号	昭和31年法律第79号

【根拠条文】

(設置等予定者の選定)

- 第5条の4 公園管理者は、前条第1項の規定により公募対象公園施設を設け、又は管理しようとする者から公募設置等計画が提出されたときは、当該公募設置等計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。
 - (1) 当該公募設置等計画が公募設置等指針に照らし適切なものであること。
 - (2) 当該公募対象公園施設が第5条第2項各号のいずれかに該当するものであること。
 - (3) 当該公募設置等計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。
- 2 公園管理者は、前項の規定により審査した結果、公募設置等計画が同項各号に掲げる基準 に適合していると認められるときは、第5条の2第2項第9号の評価の基準に従って、その適合 していると認められた全ての公募設置等計画について評価を行うものとする。
- 3 公園管理者は、前項の評価に従い、都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図る上で最も適切であると認められる公募設置等計画を提出した者を設置等予定者として選定するものとする。
- 4 公園管理者は、前項の規定により設置等予定者を選定しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 5 公園管理者は、第3項の規定により設置等予定者を選定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設 定 年 月 日 平成 30 年 4 月 1 日	最終変更年月日 年 月 日
----------------------------------	----------------------

処分の概要	公募設置等計画の認定	
法 令 名根 拠条項	都市公園法 第5条の5第1項	
法令番号	昭和31年法律第79号	

【根拠条文】

(公募設置等計画の認定)

- 第5条の5 公園管理者は、前条第5項の規定により通知した設置等予定者が提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をするものとする。
- 2 公園管理者は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した公募対象公園施設の場所を公示しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	30日					
--------	-----	--	--	--	--	--

設 定 年 月 日 平成 30 年 4 月 1 日	最終変更年月日 年 月	月
----------------------------------	--------------------	---

処分の概要	公募設置等計画の変更の認定		
法 令 名 根 拠 条 項	都市公園法 第5条の6第1項		
法令番号	昭和31年法律第79号		

【根拠条文】

(公募設置等計画の変更等)

- 第5条の6 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定計画提出者」という。)は、当該認定を受けた公募設置等計画を変更しようとする場合においては、公園管理者の認定を受けなければならない。
- 2 公園管理者は、前項の変更の認定の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。
 - (1) 変更後の公募設置等計画が第5条の4第1項第1号及び第2号に掲げる基準を満たしていること。
 - (2) 当該公募設置等計画の変更をすることについて、都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。
- 3 前条第2項の規定は、第1項の変更の認定をした場合について準用する。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	30日
--------	-----

設定年月日	平成 30 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	-----------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	地位の承継の承認
法 令 名 根 拠 条 項	都市公園法 第5条の8
法令番号	昭和31年法律第79号

【根拠条文】

(地位の承継)

- 第5条の8 次に掲げる者は、公園管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。
 - (1) 認定計画提出者の一般承継人
 - (2) 認定計画提出者から、認定公募設置等計画に基づき設置又は管理が行われる公募対象公園施設の所有権その他当該公募対象公園施設の設置又は管理に必要な権原を取得した者

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	30日
--------	-----

設 定 年 月 日 平成 30 年 4 月 1	最終変更年月日	年 月 日
--------------------------------	----------------	-------

<u>担当部署: 都市建設部 道路・公園課</u>

処分の概要	都市公園の占用許可
法 令 名根 拠条項	都市公園法 第6条第1項
法令番号	昭和31年法律第79号

【根拠条文】

(都市公園の占用の許可)

- 第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載 した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更 が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、こ の限りでない。
- 4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

【基準】

根拠条文及び法第7条の規定による。

- 第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。
 - (1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
 - (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
 - (3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
 - (4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
 - (5) 非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物
 - (6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設
- 2 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの(通所のみにより利用されるものに限る。)に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

標準処理期間

20日

芦屋市 法適用申請に対する処分個票

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日

処分の概要	都市公園の占用許可の変更
法 令 名 根 拠 条 項	都市公園法 第6条第3項
法令番号	昭和31年法律第79号

【根拠条文】

(都市公園の占用の許可)

- 第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載 した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更 が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、こ の限りでない。
- 4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

【基準】

法第6条第1項の許可の基準と同様に根拠条文及び法第7条の規定による。

- 第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。
 - (1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
 - (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
 - (3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
 - (4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
 - (5) 非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物
 - (6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設
- 2 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの(通所のみにより利用されるものに限る。)に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

標準処理期間

20日

芦屋市 法適用申請に対する処分個票

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日

処分の概要	道路管理者以外の者が行う工事の承認
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第24条
法令番号	昭和27年法律第180号

【根拠条文】

(道路管理者以外の者の行う工事)

第24条 道路管理者以外の者は、第12条、第13条第3項、第17条第4項若しくは第6項から第8項まで、第19条から第22条の2まで、第48条の19第1項又は第48条の22第1項の規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

【基準】

根拠条文及び政令第3条の規定による。

(道路管理者以外の者の行う軽易な道路の維持)

第3条 法第24条但書に規定する道路の維持で政令で定める軽易なものは、道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維持とする。

道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について(平成6年9月30日建設 省道政発第49号)参照

標準処理期間

30日

担当部署: 都市建設部 道路 • 公園課

処分の概要	道路の占用の許可
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第32条第1項
法令番号	昭和27年法律第180号

【根拠条文】

(道路の占用の許可)

- 第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。
 - (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
 - (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
 - (3) 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
 - (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
 - (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
 - (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者 に提出しなければならない。
 - (1) 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的
 - (2) 道路の占用の期間
 - (3) 道路の占用の場所
 - (4) 工作物、物件又は施設の構造
 - (5) 工事実施の方法
 - (6) 工事の時期
 - (7) 道路の復旧方法

【基準】

根拠条文及び法第33条の規定による。

(道路の占用の許可基準)

- 第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路 の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号ま でに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の 許可を与えることができる。
- 2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもの のための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与 えることができる。
 - (1) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
 - (2) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道

又は第48条の4に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

- (3) 前条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの(以下「歩行者利便増進施設等」という。)で、第48条の20第1項に規定する歩行者利便増進道路(第48条の21の技術的基準に適合するものに限る。第48条の23第1項、第3項及び第5項、第48条の24第1項並びに第48条の27第2項第2号において同じ。)の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域(以下「利便増進誘導区域」という。)内に設けられるもの(道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)
- (4) 前条第1項第1号、第5号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、第48条の29の2第1項に規定する防災拠点自動車駐車場内に設けられる工作物又は施設で、災害応急対策(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第50条第1項に規定する災害応急対策をいう。第48条の29の2第1項及び第48条の29の5第1項において同じ。)に資するものとして政令で定めるもの
- (5) 前条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯 その他道路(高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この 号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定 める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非 営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他 の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの
- (6) 前条第1項第3号に掲げる自動運行補助施設で、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの
- 3 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。
- 4 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。
- 5 前2項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。
- 6 第2項の規定による許可(同項第3号に係るものに限る。)に係る前条第2項及び第87条第1項の規定の適用については、前条第2項中「申請書を」とあるのは「申請書に、次条第2項第3号の措置を記載した書面を添付して、」と、第87条第1項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

「行政手続の公正及び透明性の確保に関する調査結果に基づく勧告」について(平成11年7月 26日)建設省道利第3号)参照

標準処理期間

30日

芦屋市 法適用申請に対する処分個票

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年10月1日

| 担当部署: 都市建設部 道路・公園課

処分の概要	道路の占用の変更の許可
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第32条第3項
法令番号	昭和27年法律第180号

【根拠条文】

(道路の占用の許可)

- 第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。
 - (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
 - (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
 - (3) 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
 - (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
 - (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
 - (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。
 - (1) 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的
 - (2) 道路の占用の期間
 - (3) 道路の占用の場所
 - (4) 工作物、物件又は施設の構造
 - (5) 工事実施の方法
 - (6) 工事の時期
 - (7) 道路の復旧方法
- 3 第1項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

【基準】

法第32条第1項の道路の占用の許可と同様に根拠条文及び法第33条の規定による。

(道路の占用の許可基準)

- 第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路 の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号ま でに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の 許可を与えることができる。
- 2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもの のための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与 えることができる。

- (1) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
- (2) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第48条の4に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
- (3) 前条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの(以下「歩行者利便増進施設等」という。)で、第48条の20第1項に規定する歩行者利便増進道路(第48条の21の技術的基準に適合するものに限る。第48条の23第1項、第3項及び第5項、第48条の24第1項並びに第48条の27第2項第2号において同じ。)の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域(以下「利便増進誘導区域」という。)内に設けられるもの(道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)
- (4) 前条第1項第1号、第5号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、第48条の29 の2第1項に規定する防災拠点自動車駐車場内に設けられる工作物又は施設で、災害応急対策(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第50条第1項に規定する災害応急対策をいう。第48条の29の2第1項及び第48条の29の5第1項において同じ。)に資するものとして政令で定めるもの
- (5) 前条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯 その他道路(高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この 号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定 める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非 営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他 の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設け るもの
- (6) 前条第1項第3号に掲げる自動運行補助施設で、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの
- 3 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。
- 4 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。
- 5 前2項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。
- 6 第2項の規定による許可(同項第3号に係るものに限る。)に係る前条第2項及び第87条第1項の規定の適用については、前条第2項中「申請書を」とあるのは「申請書に、次条第2項第3号の措置を記載した書面を添付して、」と、第87条第1項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

芦屋市 法適用申請に対する処分個票

		/ 1	· /4/22/13 HB1-7/17 U	~ , , , , , , ,
標準処理期間	30日			
備考				
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和3年10月1	日

処分の概要	限度超過車両の通行許可
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第47条の2第1項
法令番号	昭和27年法律第180号

【根拠条文】

(限度超過車両の通行の許可等)

第47条の2 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、同条第1項の政令で定める最高限度又は同条第3項に規定する限度を超える車両(以下「限度超過車両」という。)の通行を許可することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

車両の通行の制限について(昭和53年12月1日建設省道交発第96号)

特殊な車両の通行の許可に関する事務の具体的処理について(昭和53年12月1日建設省道交 発第97号)参照

標準処埋期間	標準処理期間	
--------	--------	--

30日

設 定 年 月 日 平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和4年10月1日
----------------------------------	---------	-----------

処分の概要	歩行者利便増進計画の認定
法 令 名根 拠条項	道路法 第48条の26第1項
法令番号	昭和27年法律第180号

【根拠条文】

(歩行者利便増進計画の認定)

- 第48条の26 道路管理者は、前条第6項の規定により通知した占用予定者が提出した歩行者利 便増進計画について、道路の場所を指定して、当該歩行者利便増進計画が適当である旨の認 定をするものとする。
- 2 道路管理者は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	30日
--------	-----

設 定 年 月 日	最終変更年月日	年	月	日	
------------------	---------	---	---	---	--

担当部署: 都市建設部 道路 • 公園課

処分の概要	歩行者利便増進計画の変更の認定
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第48条の27第1項
法令番号	昭和27年法律第180号

【根拠条文】

(歩行者利便増進計画の変更等)

- 第48条の27 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定計画提出者」という。)は、当該認定を 受けた歩行者利便増進計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受け なければならない。
- 2 道路管理者は、前項の変更の認定の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。
 - (1) 変更後の歩行者利便増進計画が第48条の25第1項第1号から第3号までに掲げる基準を満たしていること。
 - (2) 当該歩行者利便増進計画の変更をすることについて、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。
- 3 前条第2項の規定は、第1項の変更の認定をした場合について準用する。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	15日
--------	-----

設 定 年 月 日	最終変更年月日	年	月	日	
------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	公募を行つた場合における道路の占用の許可
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第48条の28第2項
法令番号	昭和27年法律第180号

【根拠条文】

(公募を行つた場合における道路の占用の許可)

- 第48条の28 認定計画提出者は、第48条の26第1項の認定(前条第1項の変更の認定を含む。第 4項及び次条において「計画の認定」という。)を受けた歩行者利便増進計画(変更があつた ときは、その変更後のもの。次項及び次条第2号において「認定歩行者利便増進計画」とい う。)に従つて公募対象歩行者利便増進施設等を設置しなければならない。
- 2 道路管理者は、認定計画提出者から認定歩行者利便増進計画に基づき第32条第1項又は第3項の規定による許可の申請があつた場合においては、これらの規定による許可を与えなければならない。
- 3 前項の規定による許可に係る第32条第2項及び第87条第1項の規定の適用については、第32 条第2項中「申請書を」とあるのは「申請書に、第48条の24第2項第2号の措置を記載した書 面を添付して、」と、第87条第1項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確 保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。
- 4 計画の認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、第48条の26第1項の道路 の場所については、第32条第1項又は第3項の規定による許可の申請をすることができない。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	30日
--------	-----

設 定 年 月 日	最終変更年月日	年	 月	日	
------------------	---------	---	-------	---	--

処分の概要	地位の承継の承認
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第48条の29
法令番号	昭和27年法律第180号

【根拠条文】

(地位の承継)

- 第48条の29 次に掲げる者は、道路管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画 の認定に基づく地位を承継することができる。
 - (1) 認定計画提出者の一般承継人
 - (2) 認定計画提出者から、認定歩行者利便増進計画に基づき設置又は管理が行われる公募対象歩行者利便増進施設等の所有権その他当該公募対象歩行者利便増進施設等の設置又は管理に必要な権原を取得した者

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間 30 日

設 定 年 月 日	最終変更年月日 年 月	日
------------------	--------------------	---

処分の概要	車両の停留の許可
法 令 名根 拠条項	道路法 第48条の32第1項
法令番号	昭和27年法律第180号

【根拠条文】

(車両の停留の許可)

- 第48条の32 特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合においては、道路管理者の 許可を受けなければならない。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車その 他政令で定める車両については、この限りでない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、停留させる車両に係る事項、当該車両を停留させる日時その他特定車両停留施設を利用する特定車両の種類ごとに国土交通省令で定める事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

【基準】

根拠条文及び法第48条の33の規定による。

(特定車両の停留の許可基準)

- 第48条の33 道路管理者は、前条第1項又は第3項の許可をしようとするときは、次の基準によって、これをしなければならない。
 - (1) 当該許可の申請に係る車両が特定車両のうち第48条の30第1項の規定により指定した 種類のものであること。
 - (2) 当該許可の申請に係る前条第2項に規定する事項が特定車両停留施設の構造の保全及び適正かつ合理的な利用の確保、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他の観点から政令で定める基準に適合するものであること。

標準処理期間	30日
--------	-----

処分の概要	車両の停留の変更の許可
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第48条の32第3項
法令番号	昭和27年法律第180号

【根拠条文】

(車両の停留の許可)

- 第48条の32 特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合においては、道路管理者の 許可を受けなければならない。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車その 他政令で定める車両については、この限りでない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、停留させる車両に係る事項、当該車両を停留させる日時その他特定車両停留施設を利用する特定車両の種類ごとに国土交通省令で定める事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、当該許可の申請に係る前項に規定する事項を変更しようとする場合においては、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

【基準】

法第48条の32第1項の車両の停留の許可と同様に根拠条文及び法第48条の33の規定による。 (特定車両の停留の許可基準)

- 第48条の33 道路管理者は、前条第1項又は第3項の許可をしようとするときは、次の基準によって、これをしなければならない。
 - (1) 当該許可の申請に係る車両が特定車両のうち第48条の30第1項の規定により指定した 種類のものであること。
 - (2) 当該許可の申請に係る前条第2項に規定する事項が特定車両停留施設の構造の保全及び適正かつ合理的な利用の確保、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他の観点から政令で定める基準に適合するものであること。

標準処理期間	30日
--------	-----

処分の概要	道路協力団体の指定
法 令 名根 拠条項	道路法 第48条の60第1項
法令番号	昭和27年法律第180号

【根拠条文】

(道路協力団体の指定)

- 第48条の60 道路管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、 道路協力団体として指定することができる。
- 2 道路管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該道路協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 道路協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を道路管理者に届け出なければならない。
- 4 道路管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

【基準】

根拠条文及び省令第4条の25の規定による。

(道路協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第4条の25 法第48条の60第1項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

標準処理期間

30日

処分の概要	区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第91条第1項
法令番号	昭和27年法律第180号

【根拠条文】

(道路予定区域)

第91条 第18条第1項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者(国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第96条第5項後段において同じ。)が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について(平成6年9月30日建設 省道政発第49号)参照

標準処理期間

30日

担当部署: 都市建設部 道路 • 公園課

処分の概要	道路予定区域における占用許可、占用の変更許可(第32条第1項及び第3項の準用)
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第91条第2項
法令番号	昭和27年法律第180号

【根拠条文】

(道路の占用の許可)

- 第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。
 - (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
 - (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
 - (3) 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
 - (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
 - (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
 - (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作 物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。
 - (1) 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的
 - (2) 道路の占用の期間
 - (3) 道路の占用の場所
 - (4) 工作物、物件又は施設の構造
 - (5) 工事実施の方法
 - (6) 工事の時期
 - (7) 道路の復旧方法

(道路予定区域)

第91条

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第4条、第3章第3節、第43条、第44条、第44条の2、第47条の11、第48条、第71条、第72条、第72条の2(第2項を除く。)、第73条、第75条、第87条及び次条から第95条までの規定を準用する。

【基準】

根拠条文及び法第33条の規定による。

(道路の占用の許可基準)

第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路 の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号ま でに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

- 2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもの のための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与 えることができる。
 - (1) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
 - (2) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第48条の4に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
 - (3) 前条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの(以下「歩行者利便増進施設等」という。)で、第48条の20第1項に規定する歩行者利便増進道路(第48条の21の技術的基準に適合するものに限る。第48条の23第1項、第3項及び第5項、第48条の24第1項並びに第48条の27第2項第2号において同じ。)の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域(以下「利便増進誘導区域」という。)内に設けられるもの(道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)
 - (4) 前条第1項第1号、第5号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、第48条の29 の2第1項に規定する防災拠点自動車駐車場内に設けられる工作物又は施設で、災害応急対策(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第50条第1項に規定する災害応急対策をいう。第48条の29の2第1項及び第48条の29の5第1項において同じ。)に資するものとして政令で定めるもの
 - (5) 前条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯 その他道路(高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この 号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定 める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非 営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他 の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの
 - (6) 前条第1項第3号に掲げる自動運行補助施設で、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの
- 3 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。
- 4 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。
- 5 前2項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。
- 6 第2項の規定による許可(同項第3号に係るものに限る。)に係る前条第2項及び第87条第1項

芦屋市 法適用申請に対する処分個票 あるのは「申請事に 次条第2項第3

の規定の適用については、前条第2項中「申請書を」とあるのは「申請書に、次条第2項第3号の措置を記載した書面を添付して、」と、第87条第1項中「円滑な交通を確保する」とある						
のは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」						
とする	5 。					
標準処理	里期間	30日				
備考						
設定年	F 月 日	平成 28 年	4月1日	最終変更年月日	令和3年10月1日	-

処分の概要	特殊車両の通行認定
法 令 名 根 拠 条 項	車両制限令 第12条
法令番号	昭和36年政令第265号

【根拠条文】

(特殊な車両の特例)

第12条 幅、総重量、軸重又は輪荷重が第3条に規定する最高限度をこえず、かつ、第5条から 第7条までに規定する基準に適合しない車両で、当該車両を通行させようとする者の申請に より、道路管理者がその基準に適合しないことが車両の構造又は車両に積載する貨物が特 殊であるためやむを得ないと認定したものは、当該認定に係る事項については、第5条から 第7条までに規定する基準に適合するものとみなす。ただし、道路管理者が運転経路又は運 転時間の指定等道路の構造の保全又は交通の安全を図るため必要な条件を附したときは、 当該条件に従つて通行する場合に限る。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	30日
--------	-----